



令和2年11月4日

さいたま市長
清水 勇人 様

さいたま市特別職報酬等審議会

会長 宇佐見 香代



さいたま市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（答申）

令和2年10月21日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書

さいたま市特別職報酬等審議会

《はじめに》

本審議会は、市長から意見を求められた「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等」について、社会経済情勢、本市の財政状況、他の政令指定都市との均衡等を総合的に勘案し、「特別給（期末手当）」は『国における指定職職員の支給月数改定の方向性を踏まえ、改定を行うべき』との報告を行った。

本審議会は、令和2年10月21日に、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数及びその改定期間について市長から諮問を受け、次のとおり審議を行い、その答申を行うこととなった。

《審議内容》

- (1) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数については、国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、改定してきた経緯がある。
- (2) 本年の人事院勧告は、指定職職員の期末手当等の支給月数を引き下げるよう求めており、勧告に従って改定が行われた場合、3.40月から3.35月となることから、市長及び副市長の期末手当の支給月数については、現行の3.40月を0.05月分引き下げて3.35月とし、市議会議員の期末手当の支給月数については、令和3年度以降の3.40月を0.05月分引き下げて3.35月とするのが妥当である。
- (3) 改定の時期については、市長及び副市長については令和2年12月1日、市議会議員については令和3年4月1日とするのが妥当である。

本審議会としては、これらの審議内容を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、次のとおり引下げの改定を行うべきであると判断する。

答 申

1 市議会議員について

- (1) 期末手当の年間支給月数 3. 35月
- (2) 改定時期 令和3年4月1日

2 市長及び副市長について

- (1) 期末手当の年間支給月数 3. 35月
- (2) 改定時期 令和2年12月1日